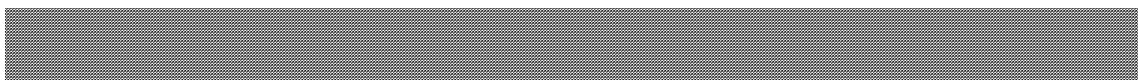


役員規程



有限会社耕佑

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、役員の選任、就任、退任、服務、定年および報酬、賞与その他役員に関する基本的事項を定め、役員の職責を明確し、経営に当たることを目的とする。

2. ここに定める以外の事項は、関係法令、定款の決定に従うものとする。

第2条（役員の定義）

役員とは、株主総会で選任された取締役をいう。

第3条（役員の種別）

役員は以下の各号の定めるとおりとする。

- （1）代表取締役
- （2）取締役

第2章 選任・就任

第4条（役員の選任）

役員の選任は、株主総会の決議(決裁)株主総会の決議によるものとする。

2. 役員に就任することを承諾した場合は、就任承諾書を提出しなければならない。

第5条（社員が役員に就任する場合）

社員が役員に就任する場合は社員の資格（身分）を失い、退職するものとする。ただし、使用人兼務役員の場合はこの限りではない。

第6条（社長等の選任）

取締役が2名以上いる場合はその互選により、取締役の中から代表取締役を選任しなければならない。

第3章 退任

第7条（役員の退任）

役員の退任は任期満了、辞任、解任、資格喪失、死亡または定年による。

第8条（任期満了）

役員はその任期が満了したときに資格を失う。ただし、法令・定款に別の定めのあるときはこの限りではない。

第9条（辞任）

役員が辞任する場合は、原則として3ヶ月前までに社長に届け出るものとする。

2. 役員を辞任する場合は、業務上の引継を完了し、かつ辞任後も在任中の業務について責任を負うものとする。

第10条（解任）

役員の解任は、株主総会の決議(決裁)によるものとする。

第11条（資格喪失）

役員に会社法331条の第1項に定める欠格事由が生じた場合には、ただちに役員の資格を失うものとする。

第4章 服務

第12条（心得）

役員は業務の執行にあたって、以下の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- （1）水耕栽培による葉物野菜の生産・販売など当社特有の事業環境を踏まえ、高いコンプライアンス意識を持ち、所管業務を遂行すること。
- （2）定款・職務権限規程等の社内規程に従って所管業務を遂行すること
- （3）会社の方針および社長の指示に基づいて業務を計画的に処理すること
- （4）所轄部門の統一を図り、他部門との連絡を密にすること
- （5）部下に対しては公平無私を旨とし、賞罰を明らかにすること
- （6）自己個人よりも会社の業務を常に優先して考え、かつ行動すること
- （7）従業員にとって手本となる姿勢を示すこと

第13条（禁止事項）

役員は以下の各号に定める行為をしてはならない。

- （1）会社の承認を得ないで、他の会社の役員または使用人になること
- （2）会社の承認を得ないで、事業経営または内職をすること
- （3）職務上の地位を利用して、手数料・リベート・供給を受ける等、職務の公正を害し、または害する恐れのある行為をすること
- （4）会社の機密を漏らし、または会社の不名誉・不利益となる行為をすること

第14条（就業時間）

役員の就業時間・休日等に関しては、原則として社員と同一とする。ただし、24時間勤務の精神を持って業務を遂行しなければならない。

2. 前項については、非常勤役員には適用しない。

第15条（欠勤・遅刻・早退等の対応）

役員が欠勤・遅刻・早退等をする場合には、予め業務に支障のないよう努めるものとする。

第5章 定年

第16条（役員の定年）

役員の定年は70歳とする。

2. 前項の定年は定年年齢に達した後、最初に到来する任期満了の日とする。

第6章 役員報酬等

第17条（役員報酬）

役員報酬の総額は株主総会の決議によって定める。

2. 役員報酬は年額もしくは月額をもって決定する。

3. 会社の業績が著しく低下し、もしくは第13条各号に抵触したときは代表取締役が社内決裁し減額することがある。

4. 役員報酬は、当月25日に支給する。

5. 税金、社会保険料および控除することについて本人から申し出のあった前払い金、貸付金、立替金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

第18条（社員が役員に選任された場合の報酬等の取扱い）

社員が役員に選任された場合の報酬等については、以下の各号に定めるとおりとする。

（1）選任された日までは社員給与（日割計算）

（2）社員当時を対象とする賞与は社員賞与

2. 選任された役員が使用人兼務役員となる場合は、使用人としての給与は引き続き支払われ、役員としての報酬については前項の通りとする。

第19条（役員賞与）

会社の業績に基づき、役員賞与を支給することがある。この場合に役員賞与の総額は株主総会の決議によって定める。

第20条（役員退職慰労金）

役員退職慰労金規定に準ずる。

第7章 改廃その他

第21条（解釈上の取扱い）

規程の解釈について疑義が生じた場合、所管部署の長は管理グループの長と協議のうえ、これを解決するものとし、また必要に応じて代表取締役の決裁によってその解釈を決定する。

第22条（改 廃）

この規程の改廃は、取締役決定の書面決議による。

第22条（施行及び改定日）

この規程は、令和6年9月1日より施行する。

本規程は、原本記載事項と相違ないことを証明いたします。

2024年9月1日

宮城県栗原市一迫柳目字平沢80番地

有限会社耕佑

代表取締役 伊藤秀太